

議案第63号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成19年 5 月 2 1 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成19年 3 月 3 0 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

### 川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第75条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

附則第13項を次のように改める。

（市たばこ税の税率の特例）

13 法附則第30条の2の規定により、同条に定める紙巻たばこに係る市たばこ税の税率は、第75条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 理 由

地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、市たばこ税の税率に係る規定の整備について同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため